

(訟ろ-01)

平成18年9月5日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局総務局第三課長 西澤光男

「民事雑事件等の立件範囲の見直しについて」の送付について
（事務連絡）

本日付けで下記の通達が発出されました。この通達の趣旨等は、別添「民事雑事件等の立件範囲の見直しについて」のとおりです。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所からお知らせください。

記

平成18年9月5日付け最高裁総三第001039号事務総長通達「「事件の受付及び分配に関する事務の取扱いについて」の一部改正について」

(平成18. 9. 5 総三印)

民事雑事件等の立件範囲の見直しについて

第1 改正の趣旨

受付分配通達における民事雑事件については、以前から立件する事件類型が増え続けており、特に、近年の法改正によりその類型は大幅に増加している。しかし、これまで雑事件として立件している申立ての中には、わざわざ立件するまでの必要性が低く、立件しなくとも事務処理上支障がないものが相当程度含まれているのではないかとの意見も見られたところである。

そこで、今般あらためて民事雑事件の立件の目的や必要性に照らし、その対象範囲を見直し、立件する必要性が低いと認められる申立てについては、今後、立件しない扱いとすることで事務処理の合理化、迅速化を図るものである。

※ 今回の見直しにより、従前立件の対象となっていた申立てについて、同様の整理をした結果、若干の申立てについては、立件する取扱いに改めた（後記第4の1の(2)参照）。

第2 改正の対象

今回の改正については、民事雑事件（受付分配通達の別表第1の57項）及び家事雑事件（別表第5の10項）のうち民事雑事件と同種の申立てを対象として見直しを行った。

第3 改正内容（総論）

1 民事雑事件

(1) 立件の目的

民事雑事件を立件する主な目的は、① 事件番号により個々の申立てを特

定することができるようになること、② 申立ての受付日、終局結果等の情報を事件記録とは別に帳簿により管理することができるようになること、③ 基本事件記録が存在しない場合に独立した事件記録を構成することができること、④ 雜事件を独立して配てんすることができるようになることの4点にある。

その他、雑事件として立件した場合の副次的な効果として、⑤ 雜事件の存在が認識しやすくなるといった点や、⑥ 事件簿の記載から統計等の集計が可能であるといった点を掲げることができる。

(2) 立件が不可欠な申立て

上記の立件の目的（上記(1)の①から④）を踏まえると、次の類型の申立てについては、事務処理上、立件が不可欠であると考えられる。

ア 基本事件が存在しない申立て（申立て時に基本事件が存在しない申立て）

（例）訴えの提起前における証拠収集処分の申立て

イ 実質的に基本事件に相当する申立て

（例）高等裁判所に対する保全命令の申立て

ウ 配てんが想定される申立て（基本事件の係属部とは異なる部署で審理するもの）

（例）裁判官に対する除斥又は忌避の申立て

(3) (2)以外の申立てについて

上記(2)の類型以外の申立てについては、事務処理上、必ずしも立件が不可欠な申立てとは言えない。これらの申立てについては、基本事件番号によって事件を特定する等して処理することができないかどうか、基本事件記録が廃棄されている場合等に独立した事件記録を構成する必要があるか、上記(1)の⑤及び⑥の要請に照らし立件が必要であるか等の観点から、立件の要否を再検討し、立件が不要と認められる申立てを立件の対象から除外することとした。

2 家事雑事件

家事雑事件のうち民事雑事件と同種の申立てについては、1と同様の検討を行った。

第4 改正内容（各論）

1 民事雑事件

(1) 民事雑事件から削除したもの

改正前の受付分配通達において、民事雑事件として立件を要するとされていた申立てのうち、今回の改正で立件不要とされた類型は、別紙1（改正内容一覧表（民事雑事件））の1記載のとおりである。

なお、次のシステムを使用する場合には、次に掲げる申立てについて、当分の間これまでどおり立件して処理することとされたい。

ア 督促事件処理システム

- ・ 更正処分の申立て（旧(1)）

イ 督促手続オンラインシステム

- ・ 更正処分の申立て（旧(1)）
- ・ 事実の到来したことを証してする執行文等の付与の申立て（旧(37)）
- ・ 仮執行宣言付支払督促正本の再度（数通）付与の申立て（旧(38)）

〔※ 仮執行宣言付支払督促正本の再度（数通）付与の申立てについては、通達上の明記はないものの、従前から「執行文の再度付与等の申立て」に準じて立件する扱いであった。〕

(2) 新設又は基本法条等を変更した申立て

別紙1（改正内容一覧表（民事雑事件））の2記載のとおりである。

なお、補足説明は次のとおりである。

ア 基本法条の一部を削除したもの

「公示送達の申立て」（旧(22)）のうち、民事訴訟法における公示送達は、今後立件しないこととしたため、事件名を「(19) 公示による意思表示又は公示送達の許可の申立て」に変更し、基本法条から「民訴法110」を削除した。

イ 新設又は基本法条の追加をした申立て

次の申立てについては、関係の改正通達（労働審判関係は平成17年1月29日付け改正通達、会社法関係は平成18年4月5日付け改正通達）の発出の際には、当時の見直しの検討状況を踏まえ、立件の対象としなかったものであるが、今回の最終的な見直しによる検討の結果、あらためて立件の対象とすることとしたものである。

(ア) 労働審判事件関係

a 費用負担の裁判の申立て

事件名を「訴訟費用負担決定の申立て」（旧(10)）から「(9) 訴訟費用等負担決定の申立て」に変更し、基本法条に「労審法25」を加えた。

b 労働審判員に対する除斥の申立て

「(29) 労働審判員に対する除斥の申立て」を新設し、基本法条として「労審法11、民訴法23」を掲げた。

(イ) 会社法（特別清算事件）関係

a 閲覧等の制限の申立て

「(15) 閲覧等の制限の申立て」の基本法条に「会社法887Ⅰ」を加えた。

b 閲覧等の制限決定の取消しの申立て

「(16) 閲覧等の制限決定の取消しの申立て」の基本法条に「会社法887Ⅲ」を加えた。

c 役員等の責任に基づく損害賠償請求権の査定の申立て

「(50) 役員等の責任に基づく損害賠償請求権の査定の申立て」の基本法条に「会社法 545」を加えた。

2 家事雑事件

改正前の受付分配通達において家事雑事件として立件を要するとされてい申立てのうち、今回の改正で立件不要とされた類型は、別紙2（改正内容一覧表（家事雑事件））記載のとおりである。

第5 改正に伴う留意事項

1 事務処理上の留意事項

(1) 事務処理のイメージ

雑事件として立件しない場合の事務処理の流れについては、別紙3（不立件となった申立ての事務処理イメージ）のとおりである。

(2) 決定書等における申立ての特定

決定書等における申立ての特定は、基本事件番号、申立ての名称、申立人等により行うことが考えられる（別紙4「決定書等の記載例」参照）。

(3) 不服申立ての場合の抗告審への記録送付について

抗告審に記録を送付する際には、原則として基本事件記録すべてを抗告審に送付することになるが、基本事件の進行を妨げない不服申立てについて、事件進行の便宜上、基本事件記録すべてを送付できない場合は、該当部分のみを分離して抗告審に送付することになる（補助参加の申立てに対して不服申立てがあった場合と同様の取扱い）。

(4) 基本事件記録が廃棄された後になされた申立てに関する書類の保存

基本事件記録が廃棄された後に執行文付与の申立て等があった場合には、

当該申立てに関する書類は、「記録につづり込むことを要しないもの」（事件記録等保存規程別表第1の25項）として、事件雑書類つづりに編てつし、1年間保存することになる。

(5) 雜事件簿の終局結果欄の記載について

今回の改正により雑事件として立件しないこととされた申立てで、本改正通達の実施前に立件したものについては、改正通達実施後に当該申立てが終局した場合であっても、雑事件簿の「終局」、「結果」に記載するものとする。

2 統計上の留意事項

(1) ちょう用印紙額の集計の変更

現在、雑事件の申立書にちょう付される収入印紙の額については、雑事件簿の「ちょう用印紙」欄の記載に基づき、ちょう用印紙額年表（平成17年1月31日付け最高裁情政第000006号情報政策課長依命通達「裁判統計報告に関する事務の処理について」（以下「統計通達」という。）別紙様式第1の85）の「その他の申立て、申出、申請」の「その他」欄又は「家事審判、調停の申立て」の「家事雑等（訴えを除く。）」欄に計上して報告することになっているが、今回の改正により雑事件として立件しないこととされた申立てのうち、手数料を要するものについては、今後は、印紙集計シート等を用いてちょう付印紙額を集計し、同年表に計上することになる。

この点、立件を要しない申立てのちょう付印紙額は、従前、一律に同年表の「事件簿等への登載・記録を要しない申立て等」欄に計上することとなっていたが、今後、執行文付与の申立て（事実の到来したことを証してする執行文等の付与の申立て、執行文の再度付与等の申立てを含む。）については、同年表に追加される「執行文付与の申立て」欄に、別途計上することになる予定である（後日、統計通達が改正される予定）。

については、平成19年1月1日以降は、別紙5に示したとおり、現在使用している印紙集計シート等の様式に執行文付与の申立ての欄を追加する必要があるので、留意されたい（執行文付与の申立て以外の申立てについては、従前どおり「事件簿等への登載・記録を要しない申立て等」欄に計上することになる。）。

なお、上記改正に基づく月報・年表入力集計システムの改修は、来年1月以降になされる予定である。同システムについては、月ごとにちよう用印紙額を入力することが可能であるが、来年以降のちよう用印紙額の入力は、同システムが改修された後に行うこととされたい。

(2) 民事・行政年表の雑新受内訳表から削除される申立て

過納手数料等の還付決定又は処分の申立てについては、現在、次の年表において、雑事件の内訳として新受件数を集計しているところ、今後は、本申立てについては、立件が不要となることから、統計項目からも削除される予定である。

- ア 民事・行政年表（簡易）の雑新受内訳表
- イ 民事・行政年表（地方）の雑新受内訳表（B表）

第6 実施時期

本改正は、平成19年1月1日から実施する。

(別紙一覧)

- 別紙1 改正内容一覧表（民事雑事件）
- 別紙2 改正内容一覧表（家事雑事件）
- 別紙3 不立件となった申立ての事務処理イメージ
- 別紙4 決定書等の記載例
- 別紙5 印紙集計シート

(別紙1)

改正内容一覧表(民事雑事件)

1 民事雑事件(別表第1の57項)から削除した申立て

旧	事件の種類	基本法条	備考
(6)	訴訟引受けの申立て	民訴法50, 51	
(11)	更正処分の申立て	民訴法74, 389, 民執法167の5V	督促事件処理システム、督促手続オンラインシステムを使用する場合は、当分の間立件する。
(12)	担保提供命令の申立て	民訴法75, 会社法836, 847	
(23)	判決書等の送達後の手続受継の申立て	民訴法128, 借地非訟規8	
(25)	鑑定人忌避の申立て	民訴法214	
(28)	更正決定の申立て	民訴法257, 民保法60, 61	
(30)	受命裁判官又は受託裁判官の裁判に対する異議の申立て	民訴法329	
(38)	執行文の付与の申立て	民執法26	
(37)	事実の到来したことを証してする執行文等の付与の申立て	民執法27, 民保法46	督促手続オンラインシステムを使用する場合は、当分の間立件する。
(38)	執行文の再度付与等の申立て	民執法28, 民保法46	「仮執行宣旨付支払督促正本の再度(数通)付与の申立て」は、督促手続オンラインシステムを使用する場合は、当分の間立件する。
(41)	取立訴訟参加命令の申立て	民執法157, 193	
(44)	仮処分命令を取り消す決定における原状回復の申立て	民保法33, 40, 41, 破産法172IV, 民再法134の3IV	
(47)	保全命令を取り消す決定の効力の停止の申立て	民保法42, 破産法172IV, 民再法134の3IV	
(48)	裁判の取消し又は変更の申立て	非訟法19	
(49)	除権決定の取消しの申立て	非訟法150	
(50)	手続に参加させる申立て	借地非訟規7	
(64)	調停前の措置の申立て	民調法12	
(65)	民事執行手続の停止等の申立て	民調規6, 特調法7	
(66)	強制執行等の中止の申立て	破産法24I, 民再法26I, 31, 197, 会社更生法24I, 更生特例法19, 184, 380, 449, 452, 493, 農水再生特例法5, 6, 31	

件	事件の種類	基本法条	備考
(6)	中止命令等により中止した手続の取消しの申立て	破産法24Ⅲ, 25Ⅴ, 民再法26Ⅲ, 27Ⅳ, 会社更生法24Ⅳ, 25Ⅴ, 更生特例法19, 184	
(6)	強制執行等の包括的禁止命令の申立て	破産法25Ⅰ, 民再法27Ⅰ, 会社更生法25Ⅰ, 更生特例法19, 184, 380, 449, 493, 農水再生特例法5, 31	
(6)	包括的禁止命令の解除の申立て	破産法27, 民再法29, 会社更生法27, 更生特例法19, 184	
(7)	破産手続等の開始決定前の保全処分等の申立て	破産法28, 91, 民再法30, 79, 会社更生法28, 30, 更生特例法20, 22Ⅰ, 185, 187, 381, 382, 450, 451, 494, 495, 農水再生特例法5, 31	
(7)	破産債権等の査定の申立て	破産法125, 民再法105, 会社更生法151, 更生特例法88, 255	
(7)	破産財団に属する財産の引渡命令の申立て	破産法156	
(7)	否認権のための保全処分の申立て	破産法171Ⅰ, 民再法134の2Ⅰ, 会社更生法39の2Ⅰ, 更生特例法29の2Ⅰ, 194の2Ⅰ	
(7)	否認権のための保全処分決定の変更又は取消しの申立て	破産法171Ⅲ, 民再法134の2Ⅲ, 会社更生法39の2Ⅲ, 更生特例法29の2Ⅱ, 194の2Ⅱ	
(7)	役員等の財産に対する保全処分の申立て	破産法177, 民再法142, 会社更生法40, 99, 更生特例法30, 62, 195, 228	
(8)	株主総会等の特別決議等に代わる許可の申立て	民再法43, 更生特例法454, 農水再生特例法8, 金融機能再生法22Ⅰ, Ⅱ, Ⅲ	
(8)	監督命令の申立て	民再法54, 会社更生法35, 更生特例法25Ⅰ, 190, 383	
(8)	調査命令の申立て	民再法62, 会社更生法39, 125, 更生特例法29, 72, 194, 238	
(8)	管理命令の申立て	民再法64, 更生特例法453, 農水再生特例法5	
(8)	報償金支払等の許可の申立て	民再法91, 会社更生法124, 更生特例法71, 237	
(8)	共益債権等に基づく強制執行の中止等の申立て	民再法121, 122, 会社更生法132, 133, 更生特例法78, 245	
(8)	再生債務者の株式の取得等に関する条項を定めた再生計画案提出の許可の申立て	民再法166	
(8)	募集株式を引き受ける者の募集を定める条項を定めた再生計画案提出の許可の申立て	民再法166の2	
(9)	再生計画取消しの申立て	民再法189, 236, 242	

旧	事 件 の 種 類	基 本 法 条	備 考
(91)	簡易再生の申立て	民再法211	
(92)	同意再生の申立て	民再法217	
(93)	再生債権の評価の申立て	民再法227	
(94)	再生手続終了後の再生計画の変更の申立て	民再法234	
(95)	担保権消滅に伴う納付金の管財人への交付の許可の申立て	会社更生法111, 更生特例法64, 230	
(96)	価額決定の申立て	会社更生法153, 更生特例法88, 255	
(97)	更生手続参加の申立て	会社更生法165Ⅲ, 更生特例法90Ⅲ	
(98)	更生手続参加許可決定の変更又は取消しの申立て	会社更生法165Ⅳ, 更生特例法90Ⅳ	
(99)	承認援助手続における強制執行等の中止等の申立て	承認援助法25 I, 27, 28 I	
(100)	承認援助手続において中止命令等により中止した手続の取消しの申立て	承認援助法25 V, 28 IV	
(101)	承認援助手続における処分禁止等の処分の申立て	承認援助法26	
(102)	強制執行等禁止命令の解除の申立て	承認援助法30	
(103)	承認援助手続における管理命令の申立て	承認援助法32	
(104)	承認援助手続における保全管理命令の申立て	承認援助法51	
(105)	承認決定前の国内倒産処理手続等の中止の申立て	承認援助法58, 63	
(106)	供託委託契約金等の支払命令の申立て	船賃法22, 30, 37, 92, 油賠法38	
(107)	制限債権に基づく強制執行等の中止の申立て	船賃法23, 29, 37, 油賠法38	
(108)	責任制限手続拡張の申立て	船賃法37	
(109)	管理人の訴訟追行費用等の額を定める申立て	船賃法93, 油賠法38	
(110)	過納手数料等の選付決定の申立て	民訴費用法9, 10	
(111)	過納手数料等の選付処分の申立て	民訴費用法9, 10	

2 新設又は変更（事件名、基本法条）を加えた申立て

事件の種類	基本法条	変更内容
(9) <u>訴訟費用等負担決定の申立て</u>	民訴法73, 85, 258, 労審法25	事件名を「(10) 訴訟費用負担決定の申立て」から変更し、基本法条に「労審法25」（労働審判手続の費用負担決定の申立て）を追加した。
(15) <u>閲覧等の制限の申立て</u>	民訴法92Ⅰ, 会社法887Ⅰ, 労審法26Ⅱ, 破産法12Ⅰ, 民再法17Ⅰ, 会社更生法12Ⅰ, 更生特例法11, 176, 承認援助法14Ⅰ	基本法条に「会社法887Ⅰ」（特別清算事件）を追加した。
(16) <u>閲覧等の制限決定の取消しの申立て</u>	民訴法92Ⅲ, 会社法887Ⅲ, 労審法26Ⅱ, 破産法12Ⅲ, 民再法17Ⅲ, 会社更生法12Ⅲ, 更生特例法11, 176, 承認援助法14Ⅲ	基本法条に「会社法887Ⅲ」（特別清算事件）を追加した。
(19) <u>公示による意思表示又は公示送達の許可の申立て</u>	(民訴法110を削除), 民法98, 罹災都市法12, 接收不動産法10, 民執規20	事件名を「(22) 公示送達の申立て」から変更し、基本法条から「民訴法110」を削除した。 * 民事訴訟法における公示送達の申立ては、今後、立件を要しない。
(24) <u>労働審判員に対する除斥の申立て</u>	労審法11, 民訴法23	(新設)
(50) <u>役員等の責任に基づく損害賠償請求権の査定の申立て</u>	破産法178, 会社法545, 民再法143, 会社更生法100, 更生特例法63, 229	基本法条に「会社法545」（特別清算事件）を追加した。

(別紙2)

改正内容一覧表(家事雑事件)

◇ 家事雑事件(別表第5の10項)から削除した申立て

旧	事件の種類	基本法条	対応する民事雑事件	
(9)	審判告知後の手続の受継の申立て	家審規15, 131	旧(4)	判決書等の送達後の手続受継の申立て
(21)	審判の取消し又は変更の申立て	非讼法19	旧(4)	裁判の取消し又は変更の申立て
(24)	鑑定人忌避の申立て	民訴法214	旧(4)	鑑定人忌避の申立て
(25)	審判又は調停調書の更正の申立て	民訴法257	旧(4)	更正決定の申立て
(26)	執行文の付与の申立て	民執法26	旧(4)	執行文の付与の申立て
(27)	事実の到来したことを証してする執行文等の付与の申立て	民執法27, 民保法46	旧(4)	事実の到来したことを証してする執行文等の付与の申立て
(28)	執行文の再度付与等の申立て	民執法28, 民保法46	旧(4)	執行文の再度付与等の申立て
(32)	過納手数料等の還付決定の申立て	民訴費用法9, 10	旧(4)	過納手数料等の還付決定の申立て
(33)	過納手数料等の還付処分の申立て	民訴費用法9, 10	旧(4)	過納手数料等の還付処分の申立て

(別紙3)

不立件となった申立ての事務処理イメージ

		立件する場合	立件しない場合
事件係 (直受の場合は担当部)	受付手続	<ul style="list-style-type: none"> 受付日付印の押印 雑事件簿への登載 収入印紙等の付記 	
	記録編成	申立ての種類により表紙等を付ける。	
	配てん	基本的には基本事件の担当部(証拠保全、裁判官忌避等は順てん等)	
	部への引継	雑事件簿に受領印を受ける。	
担当部	受付手続	<ul style="list-style-type: none"> 受付日付印の押印 収入印紙等の付記 印紙集計シートへの記載 <p>※執行文付与の申立てについては、記録係で受け付ける取扱いも考えられる。</p>	
	基本事件の記録表紙への記載	雑事件番号及び申立ての種類を記載する。	
	書類の取扱い	雑事件記録として基本事件記録とは別に取り扱うことができる。	基本事件記録に編てつする。
	決定書等を作成する場合	雑事件番号を記載する。	基本事件番号を記載する。
	事件の終了	終局結果を事件係に連絡する。	
事件係	抗告があった場合	雑事件記録のみを抗告審に送付することも可能	原則として、基本事件記録全体を送付することになる(ただし、該当部分のみを分離して抗告審に送付することも可能)。
	雑事件簿への終局結果欄の記載	担当部からの連絡に基づき、雑事件簿の終局結果欄に記載をする。	
記録係	雑事件の統計の集計	<ul style="list-style-type: none"> 雑事件の「新受」、「既済」、「未済」件数を集計する。 雑内訳表に記載のある申立ての新受件数を集計する。 	
	記録の保存	<ul style="list-style-type: none"> 基本事件記録がある場合は、基本事件記録とともに保存する。 基本事件記録がない場合は、雑事件記録として保存する(原則3年)。 事件書類があれば原本分離して別保存。 雑事件簿の保存欄へ「完結日」「保存の終期」「廃棄日」を記載する。 	<ul style="list-style-type: none"> 基本事件記録の一部として保存する。 基本事件記録が廃棄されている場合は、「事件に関する書類で記録につづり込むことを要しないもの」として事件雑書綴りに1年間保存する。
	雑事件簿の保存	30年保存する。	

(別紙4)

決定書等の記載例

1 更正決定

更 正 決 定

原 告 ○ ○ ○ ○
被 告 △ △ △ △

上記当事者間の当庁平成18年(ワ)第123号貸金請求事件につき、平成18年3月6日に当裁判所が言い渡した判決を記載した第2回口頭弁論調査(判決)に明白な誤りがあるから、原告の申立てにより、次のとおり決定する。

主 文

第1 当事者の表示中、
「株式会社東京サラリーマン金業」
とあるのを
「株式会社東京サラリーマン金融」
と更正する。

平成18年3月17日

○○地方裁判所民事第○部
裁判官 ○ ○ ○ ○

2 手数料還付決定

決 定

申立人(原 告) ○ ○ ○ ○

当庁平成18年(ワ)第250号建物収去土地明渡請求事件につき、民事訴訟費用等に関する法律9条1項による手数料還付の申立てがあったので、申立てを理由ありと認め、次のとおり決定する。

主 文

申立てに対し、6000円を還付する。

平成18年3月17日

○○地方裁判所民事第○部
裁判官 ○ ○ ○ ○

3 公示送達処分書・公示送達報告書

平成18年(ワ)第9999号

被告○○○○に対し公示送達する。

平成18年3月17日

○○地方裁判所民事第○部

裁判所書記官 ○ ○ ○ ○

公示送達報告書(受送達者 上記処分書のとおり)

掲示年月日	送 達 曹 類	裁判所書記官記名・印
平成18年3月17日	<input checked="" type="checkbox"/> 平成18年4月18日午前10時00分 <input checked="" type="checkbox"/> 口頭弁論期日呼出状 <input checked="" type="checkbox"/> 答弁書催告書 <input checked="" type="checkbox"/> 訴状副本 <input type="checkbox"/> 証拠申出書副本 <input type="checkbox"/> 甲号証 から 号証 写し <input type="checkbox"/>	○ ○ ○ ○

(別紙5)

印紙集計シート

担当

平成 年 月分

日付	ちょう用印紙額年表26欄				同27欄	
	150円	500円	その他(円)	合計(円)	執行文付与 (300円)	合計(円)
1				0		0
2				0		0
3				0		0
4				0		0
5				0		0
6				0		0
7				0		0
8				0		0
9				0		0
10				0		0
11				0		0
12				0		0
13				0		0
14				0		0
15				0		0
16				0		0
17				0		0
18				0		0
19				0		0
20				0		0
21				0		0
22				0		0
23				0		0
24				0		0
25				0		0
26				0		0
27				0		0
28				0		0
29				0		0
30				0		0
31				0		0
月合計(円)				0	月合計(円)	0

※1 本シートは、ちょう用印紙額年表の26欄(事件簿等への登載・記録を要しない申立て等)及び27欄(執行文付与の申立て)の集計のため使用するものであり、事件簿に登載するものについては、本シートに計上しない。

※2 収入印紙を消印する際に、記載する。